

株主の皆様へ

東京都品川区南大井六丁目25番3号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表明の上、平成20年6月23日（月曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成20年6月24日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区六本木五丁目11番16号
国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第12期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | ストックオプションによる取締役報酬の承認の件 |
| 第4号議案 | ストックオプションによる監査役報酬の承認の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社では、定款第14条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。その場合、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.j-com.co.jp>）において、その旨掲載することで、皆様へのご通知に替えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

添付書類

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）は2001年、株式会社ウィルコムとのPHSネットワークとの接続契約により、世界で初めてデータ通信MVNO（Mobile Virtual Network Operator＝仮想移動体通信事業者）事業を開始し、短期間での事業拡大の実績を基に、2004年3月期を基準年度として2005年4月に大阪証券取引所へラクス市場に上場しました。上場時点においては、PHSに加え、3G（第3世代携帯電話）ネットワークによるデータ通信MVNO事業を、2006年3月期中には開始する計画でしたが、諸般の事情により実現できませんでした。結果として、顧客ニーズが広がる3Gでのサービスが提供できず、2006年3月期は売上成長率及び利益成長率ともに想定を下回り、2007年3月期及び2008年3月期は大幅な損失を計上しました。

一方、上場からの3年間、3GでのMVNO実現のため、各携帯電話事業者との交渉に注力し、その一環として、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「ドコモ」という）との相互接続について、難航する交渉の局面を打開すべく、やむを得ず総務大臣の裁定を仰ぐこととし（2007年7月9日）、2007年11月30日に総務大臣の裁定が下りました。これにより、当社が要望する形でのドコモとの接続が認められ、2008年2月14日、ドコモと基本合意の締結を経て、2008年4月1日には、ドコモと開発契約等を締結し、ドコモの3Gネットワークとの相互接続の準備を着実に進めています。

当社が生み出したMVNO事業モデルは、この1年程で少なくとも業界関係者の中での認知が広がり、また、テレビや一般紙でも取り上げられるレベルまで浸透が始まっています。それとともに、MVNO事業を開始した企業が増加しており、この事業モデルを生み出した当社としては、MV

NO市場の拡大に直結するものとして、嬉しく思います。株式会社野村総合研究所の試算では、MVNO市場は、2015年に日本国内だけで2兆円を超える可能性があると考えられています。

MVNO事業を行う上での必須条件として、携帯電話事業者からのネットワークの調達がありますが、これには、相互接続方式と卸契約方式との2種類があります。当社は、他社との差別化を技術的に創るため、同時にネットワークの調達コストを低く抑えるために相互接続方式を進めており、現在準備を着々と進めているドコモの3Gネットワークも、相互接続方式で調達します。現在、MVNO事業を開始した企業が増加していますが、他社は卸契約方式でネットワークを調達しており、これらに比べた場合、当社は、相互接続により、技術的な差別化、そして調達コストの低廉化を実現できます。背景としてご説明させていただくと、ドコモ及びKDDI株式会社（以下、「KDDI」という）との相互接続は、電気通信事業法により、原価に適正利潤を加えた額を超えないこととなっています。なお、2001年頃より急速に普及したADSLは、NTT東西が持つ電話線を、ADSL事業者が相互接続方式で調達することで、原価に適正利潤を加えた額を超えない接続料金での調達となったため、安定した収益を得ながら急成長したものです。固定網と無線網とでは、事業規模や将来の発展性が大きく異なるので、ADSL事業との比較は決して適している訳ではありませんが、相互接続方式でのネットワーク調達の重要性については、参考になるものと考えています。

以上のように当社は、上場以来の3年間、特にこの1年間の成果として、世界で最も優れているドコモの3Gネットワークを、技術的な差別化及び調達コストの低廉化を可能とする相互接続方式で調達し、現在、接続準備を着実に進めています。

米国でのデータ通信MVNO事業の立ち上げについては、2005年11月に携帯電話事業者ベライゾンと卸契約を締結しましたが、当社が要望する形で接続することができず、携帯電話事業者USセルラーとの相互接続契約を2007年4月に締結することで、状況を打開しました。2007年9月には相互接続が完了し、12月よりサービスを開始しました。米国では、いわゆるM2M (Machine to Machine) 通信に集中した営業展開を行っており、販売面及び端末面におけるパートナーシップを推進しています。米国事業は、ようやくサービスを開始した段階であり、ネットワーク費用及び営業経費

等の先行投資的支出により赤字となっていますが、できるだけ早期の黒字化に向けて鋭意営業努力を続けていきます。

当連結会計年度の売上高は、前期比14.4%（577百万円）減の3,419百万円となりました。これは、テレコムサービスを戦略的に縮小していることによる324百万円の売上減少に加え、当社グループの主力サービスであるデータ通信サービスでも前期比252百万円の売上減少となったことによります。

当連結会計年度においてデータ通信サービスが減収となった原因は、短期的には、①“b-mobile”のブランドでPC量販店等で販売している個人向けPHS製品が、平成19年5月に本人確認の問題から主要販売店が販売を一時停止したことにより他社製品に流れた需要を挽回するに至らなかったこと、②法人向けサービスでは、パートナーによる営業活動が寄与したものの、売上は微増にとどまったこと、及び③米国での売上計上が計画対比で遅れたことによります。しかしながら、より長期的には、PHSネットワークのみによるMVNO事業の制約によるものと考えています。当社では、データ通信サービスに参入した平成13年から6年半にわたってPHSネットワークによるMVNO事業を提供しておりますが、PHSネットワークのみで3Gネットワークを志向する顧客ニーズを繋ぎ止めることは困難であり、3GネットワークによるMVNO事業の提供を喫緊の課題としてこの3年間、携帯電話事業者との交渉に注力してきました。今後はPHSネットワーク、3Gネットワークなどそれぞれの利点を活用したサービスを提供していきたいと考えています。

当社グループの売上原価は固定費的な性格が強いことから売上減少による影響が大きく、売上総利益は前期比374百万円減の943百万円にとどまりました。

販売費及び一般管理費は、前期比106百万円減の1,832百万円となりました。これは、当社グループでは、平成18年10月に日本で、平成19年10月に米国で、それぞれ人員削減を含む大幅な事業の見直しを行っていますが、一方、将来のために一定の先行投資的支出は必要であるとの考えから、3GネットワークによるMVNO事業のための技術面・営業面での基盤整備、米国子会社によるMVNO事業の本格的な立ち上げに伴う営業経費等によるコストが増加しており、小幅な減少にとどまったものです。

以上により、営業損失は前期比267百万円増の888百万円となりました。また、営業外費用として円高進行に伴う146百万円の為替差損を計上したこと等により、経常損失は前期比464百万円増の1,063百万円となりました。

さらに、今後の3GネットワークによるMVNO事業展開に向けた経営資源の見直しに伴う特別損失として909百万円を計上することにより、当期純損失は前期比674百万円増の1,946百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に投資活動に使用した資金は554百万円で、USBタイプの新型端末開発、ネットワーク機器の更新・増強、データ通信に利用するソフトウェアの開発にともなうものです。

③ 資金調達の状況

イ. 本邦及び米国における事業に係る設備資金並びに米国における事業の立ち上げに係る運転資金として、平成19年12月21日付で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）（総額400百万円）を発行しました。

ロ. ドコモとの相互接続によって拡大する事業機会をタイムリーかつ機動的に捉えるための準備として、平成19年12月21日、第三者割当の方法により、メリルリンチ日本証券株式会社を引受人として1,000個（目的となる株式の種類及び数 普通株式40,000株）の新株予約権を発行しました（平成20年3月31日現在、行使はありません）。

ハ. ストックオプションとしての新株予約権の行使に伴い12百万円が増加しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成19年8月9日に、子会社として丹後通信株式会社を設立しました。同社の概要は以下のとおりです。

商号 : 丹後通信株式会社
 所在地 : 京都府宮津市
 資本の額 : 5,000万円
 当社持株比率 : 100%
 代表者 : 代表取締役社長 沼田 憲男

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第9期 自 平成16年4月 至 平成17年3月	第10期 自 平成17年4月 至 平成18年3月	第11期 自 平成18年4月 至 平成19年3月	第12期 自 平成19年4月 至 平成20年3月
売 上 高(百万円)	4,559	4,943	3,996	3,419
経常利益(△損失)(百万円)	153	113	△599	△1,063
当期純利益(△純損失)(百万円)	112	107	△1,272	△1,946
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	629.98	495.40	△5,670.57	△8,670.05
総 資 産(百万円)	2,792	5,364	4,579	2,424
純 資 産(百万円)	1,683	3,733	2,499	629

(注) 第11期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
Computer and Communication Technologies Inc.	200 (US \$)	100.0%	データ通信サービス関連の技術及びサービスの開発並びに当社サービスの課金システムの開発及び運用
Arxceo Corporation	236 (US \$)	57.1%	ネットワーク不正アクセス防御技術の開発及び同製品の販売
Communications Security and Compliance Technologies Inc.	1,000,000 (US \$)	100.0%	セキュリティ及びコンプライアンス対策を強化したワイヤレス・データ通信サービスの提供
アレクセオ・ジャパン株式会社	50 (百万円)	100.0%	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売
丹後通信株式会社	25 (百万円)	100.0%	地域に根ざした各種電気通信サービスの提供

(4) 対処すべき課題

① 現状認識について

この3年間の主な成果として、ドコモの3Gネットワークの調達が出来るようになったことがあります。次の課題は、調達したドコモの3Gネットワークを使って、どのような製品・サービスを創り、どのように販売して収益につなげるか、という点にあります。これについて、当社には明確な道筋が見えていますが、着実に実現していくことが課題となっています。

製品・サービスについては、携帯端末が主要であることは言うまでもありませんが、これについては、現在、日本市場には投入されていない海外メーカーの端末を日本市場に投入すること、特に、従来の通信機器メーカーの携帯電話端末に加えて、コンピュータ業界が投入する新しいタイプの携帯端末を日本市場に投入していく計画です。グーグルのAndroid携帯電話は、2008年後半にはグローバル市場に投入されるとされており、イ

ンテルが提唱するMIDも新たな製品群を生み出すものと期待されています。また、スマートフォンやデータ通信カード等では、グローバル市場に投入されているものの、日本市場には入っていない製品が多いのが現状です。

従来、携帯電話事業者のブランドでの携帯電話の販売しかなかった時代が長く続きましたが、携帯電話の販売奨励金問題の改善を背景に、端末メーカーのメーカーブランドでの携帯電話販売が急速に広がっていくことが予想されます。当社は、このような背景も活かしながら、積極的にグローバルな携帯端末を日本市場に投入する支援を行っていきます。

新しい携帯端末は、新しい利用方法の提案を伴っているものが多く、当社は、メーカーが想定し、提案する利用方法を実現することで、携帯電話事業者との製品面及びサービス面での差別化を図っていきます。

販売面については、従来から携帯電話またはコンピュータ販売の実績のある企業とのパートナーシップを確立していきます。

これまでは、携帯電話事業者が携帯端末とネットワークを用意し、それを直接顧客に販売していましたが、現在進んでいる携帯電話業界の激変により、顧客基盤や販売力を有する企業が、メーカーから直接端末機器を仕入れ、当社グループからネットワークを仕入れて、これらを組み合わせて顧客に販売する時代が到来します。これは、携帯電話産業が正常化することを意味しますが、この中で当社グループが果たすべき役割は非常に大きいと考えています。

② 当面の対処すべき課題と対処方針

当社グループの事業領域においては、端末、ネットワーク、販売力が3つの主要構成要素です。ドコモの3Gネットワークとの相互接続を着実に進めつつ、同時に、販売力を有する企業及び携帯端末を提供する企業との広範なパートナーシップを締結し、事業展開を図っていくことが当面の課題となっています。

(a) 人材の確保

当社グループは、自らが生み出した事業モデルによる事業展開を行っており、従って、当社グループが模範とすべき会社が存在しません。このような環境下で事業を推進していく上では、構想力、実行力、学習能力の3つを兼ね備えた人材を確保することが課題となっています。また、グローバルな事業展開を進めている当社グループにとって、グローバル・

プレーヤーとして活躍できる人材も必要です。当社グループは、現時点において、携帯電話、通信、コンピュータ、ソフトウェア等の業界で実績のある人材を確保しつつあると自負していますが、当社グループの前に広がる事業機会を捉えていくには、更なる人材確保が必要となります。

(b) 営業力の強化

直近の課題として、営業力の強化が挙げられます。当社グループは、経験とノウハウを積むためにも直接販売を進めていきますが、主力はパートナー企業による間接販売となります。従って、直接販売の営業力と、間接販売の営業力の両者を身につける必要があります。一方、当社グループの事業は、当社が他社に先駆けて展開していることから、実績を有する同業他社が存在しないため、営業力は自前で確立・強化していく必要があります。

(5) 主要な事業内容 (平成20年3月31日現在)

当社グループは、携帯電話/PHS事業者のワイヤレス通信ネットワーク及び公衆無線LANサービス事業者の公衆無線LANスポットを利用し、当社グループ独自のワイヤレス通信サービスを提供する事業を営んでいます。

当社グループのサービスの種類及び内容は以下のとおりです。

サービスの種類	主なサービスの概要
データ通信サービス	携帯電話/PHS事業者からのワイヤレス通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、セキュリティの高いワイヤレスデータ通信を提供するサービス
	① 法人向けサービス (商標：インフィニティケア)
	主に法人顧客向けに、顧客ごとに異なる課題や要望に応えたデータ通信を設計、開発、構築し、サポートや運用を含めて提供するワイヤレス・データ通信サービス (平成13年10月サービス開始)
	② 個人向けサービス (商標：bモバイル等)
	主に一般消費者や中小法人顧客向けに、データ通信カード、通信制御ソフトウェア、並びに一定期間のデータ通信、インターネット接続、及び携帯電話向けメールサービスをパッケージ化し、プリペイドの形態で提供するワイヤレス・データ通信サービス (平成13年12月サービス開始)
	③ 機器向けサービス (商標：通信電池)
主に機器メーカー向けに、通信サービスを部品として提供するもの。従来、商品とは別にサービスとして通信事業者との契約が必要であった通信を、部品として、あたかも乾電池のように商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするもの (平成14年12月サービス開始)	
テレコム・サービス	携帯電話/PHS事業者各社から通信回線及び携帯電話/PHS端末を調達し、通話料金の公私区分請求や部門別集計等の付加価値を付けて法人向けに提供する携帯電話 (PHS 音声通信を含む。以下同じ) サービス (平成9年1月サービス開始)

(6) 主要な営業所及び工場（平成20年3月31日現在）

会社名	名称	所在地
日本通信株式会社	本社	東京都
	西日本支社	大阪府
Computer and Communication Technologies Inc.	本社	米国コロラド州 イングルウッド
Arxceo Corporation	本社	米国アラバマ州 ハンツビル
Communications Security and Compliance Technologies Inc.	本社	米国ジョージア州 アトランタ
アレクセオ・ジャパン株式会社	本社	東京都
丹後通信株式会社	本社	京都府

(7) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
118 (10) 名 (注) 1	△19 (△15) 名 (注) 2

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。
2. 平成19年10月に子会社において実施した事業再構築による減少が含まれています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87 (7)名	6 (△12)名	40.49歳	4.14年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	250百万円
株式会社みずほ銀行	200百万円
株式会社横浜銀行	150百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 870,000株
- ② 発行済株式の総数 224,924.63株
- ③ 株主数 11,704名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エー（注）3	34,985.00株	15.55%
エイチエスピーシー ファンド サービスィズ クライ アンツ アカウント500	28,212.00株	12.54%
シティグループグローバルマーケットツインク（注）4	18,835.00株	8.37%
ジー・エフ・エス・ホールディングス・リミテッド（注）5	6,850.55株	3.04%
エル・ジー・アール・ホールディングス・リミテッド（注）5	6,850.28株	3.04%
城 野 親 徳	6,477.00株	2.87%
ダブリュー・エル・エフ・ホールディングス・リミテッド（注）5	5,335.36株	2.37%
三 田 聖 二	2,981.00株	1.32%
大 阪 証 券 金 融 株 式 会 社	1,537.00株	0.68%
松 井 証 券 株 式 会 社（業 務 口）	1,114.00株	0.49%

- (注) 1. 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主2名を含む大株主上位10名の状況を記載しています。
2. 出資比率は自己株式（25.18株）を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てています。
3. 当社代表取締役社長三田聖二が議決権の過半数を保有しています。
4. 当社社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミットの保有によるものです。
5. ジー・エフ・エス・ホールディングス・リミテッド、エル・ジー・アール・ホールディングス・リミテッド及びダブリュー・エル・エフ・ホールディングス・リミテッドは、PAMAグループ・インクの保有するファンドであり、合計持株数は19,036.19株、出資比率は8.46%です。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成20年3月31日現在）

発行決議の日		平成14年6月27日	平成15年6月27日		
新株予約権の数		1,356個	1,166個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,356株 (新株予約権1個当たり1株)	普通株式 1,166株 (新株予約権1個当たり1株)		
新株予約権の発行価額		無償	無償		
新株予約権の行使時の払込金額		26,667円	26,667円		
新株予約権の行使期間		平成14年8月15日から 平成24年8月15日まで	平成16年3月15日から 平成26年3月15日まで		
新株予約権の行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数	2名	保有者数	2名
		保有数	498個	保有数	725個
		目的である株式の数	498株	目的である株式の数	725株
	社外取締役	保有者数	2名	保有者数	1名
		保有数	60個	保有数	10個
		目的である株式の数	60株	目的である株式の数	10株
	監査役	保有者数	0名	保有者数	1名
		保有数	0個	保有数	10個
		目的である株式の数	0株	目的である株式の数	10株

(注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成14年6月12日取締役会決議及び平成14年6月27日第6回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成15年6月6日取締役会決議及び平成15年6月27日第7回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

発行決議の日	平成16年 6 月29日	平成17年 6 月29日			
新株予約権の数	2,756個	3,037個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,756株 (新株予約権 1 個当たり 1 株)	普通株式 3,037株 (新株予約権 1 個当たり 1 株)			
新株予約権の発行価額	無償	無償			
新株予約権の行使時の払込金額	26,667円	178,000円			
新株予約権の行使期間	平成16年 8 月15日から 平成26年 8 月15日まで	平成17年 8 月18日から 平成27年 8 月18日まで			
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 2			
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数	2 名	保有者数	2 名
		保有数	1,380個	保有数	1,252個
		目的である株式の数	1,380株	目的である株式の数	1,252株
	社外取締役	保有者数	3 名	保有者数	3 名
		保有数	30個	保有数	30個
		目的である株式の数	30株	目的である株式の数	30株
	監査役	保有者数	1 名	保有者数	1 名
		保有数	10個	保有数	10個
		目的である株式の数	10株	目的である株式の数	10株

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成16年 6 月 8 日取締役会決議及び平成16年 6 月29日第 8 回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成17年 5 月25日取締役会決議及び平成17年 6 月29日第 9 回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

発行決議の日		平成18年5月25日	平成19年5月17日		
新株予約権の数		1,845個	2,350個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,845株 (新株予約権1個当たり1株)	普通株式 2,350株 (新株予約権1個当たり1株)		
新株予約権の払込金額		無償	無償		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		54,300円	23,210円		
新株予約権の行使期間		平成18年8月10日から 平成23年8月10日まで	平成19年8月3日から 平成29年8月3日まで		
新株予約権の行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	保有者数	2名	保有者数	2名
		保有数	820個	保有数	1,250個
		目的である株式の数	820株	目的である株式の数	1,250株
	社外取締役	保有者数	3名	保有者数	3名
		保有数	30個	保有数	30個
		目的である株式の数	30株	目的である株式の数	30株
	監査役	保有者数	3名	保有者数	4名
		保有数	30個	保有数	40個
		目的である株式の数	30株	目的である株式の数	40株

(注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成18年5月25日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議の日	平成19年5月17日		
新株予約権の数（注）	2,500個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）	普通株式 2,500株 (新株予約権1個当たり1株)		
新株予約権の払込金額	無償		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 23,210円		
新株予約権の行使期間	平成19年8月3日から平成29年8月3日まで		
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金	17,454円		
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。		
使用人等に対する交付状況	当社使用人	交付を受けた者の数	15名
		交付した新株予約権の数	950個
		目的である株式の数	950株
	当社子会社の役員及び使用人	交付を受けた者の数	2名
		交付した新株予約権の数	80個
		目的である株式の数	80株

(注) 当該新株予約権発行時点での数であり、退職による失効により平成20年3月31日時点で150個(株)失効し、2,350個(株)となっています。

③ その他新株予約権等の状況

イ. 平成19年12月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	平成19年12月6日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	金400,000,000円
各社債の金額	金100,000,000円の1種
利率	年利3% なお、複利計算の方法によるものとする。
社債の発行日	平成19年12月21日
償還期日	平成22年12月21日
募集方法	第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てる。 バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティエーディー ジャニュアリー4.1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) 金400,000,000円
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	3,200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初125,000円とする。
新株予約権の行使期間	平成19年12月21日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

ロ. 平成19年12月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回新株予約権

発行決議の日	平成19年12月6日
新株予約権の総数	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 40,000株 (新株予約権1個当たり40株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり13,000円
新株予約権の払込期日	平成19年12月21日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき当初43,890円
新株予約権の行使期間	平成19年12月25日から平成21年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てた。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	三 田 聖 二	エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ ビー・エー マネージングディレク ター
常 務 取 締 役	福 田 尚 久	C F O
取 締 役	テレーザ・エス・ ヴォンダーシュミット (Theresa S. Vonderschmitt)	投資会社ザ・ヴォンダーシュミッ ト・トラスト オーナー
取 締 役	ドナル・ドイル (Donal Doyle)	
取 締 役	塚 田 健 雄	
取 締 役	井 戸 一 朗	
監 査 役 (常 勤)	館 野 忠 男	
監 査 役	山 口 洋	山口国際会計事務所 代表
監 査 役	中 山 孝 司	
監 査 役	師 田 卓	

- (注) 1. 取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏、ドナル・ドイル氏、塚田健雄氏及び井戸一朗氏は、社外取締役です。
2. 監査役館野忠男氏、山口洋氏、中山孝司氏及び師田卓氏は、社外監査役です。
3. 当該事業年度に係る会社役員 の 重要な兼職状況
- ・取締役ドナル・ドイル氏は、上智大学名誉教授です。
 - ・監査役師田卓氏は、株式会社神戸製鋼所の社外監査役を兼務しています。
4. 監査役山口洋氏及び師田卓氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・監査役山口洋氏は、公認会計士、米国公認会計士及びカナダ勸許会計士の資格を有しています。
 - ・監査役師田卓氏は、帝人株式会社にて平成5年6月より平成12年6月まで財務・経理を含む管理全般担当取締役C F Oに在任していました。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第11回定時株主総会（平成19年6月26日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況	退任日
専務取締役	藤澤政隆	アレクセオ・ジャパン(株)代表取締役	平成20年2月12日

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	202百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	21百万円 (21百万円)
合 計	10名	223百万円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれていません。なお、当事業年度において使用人給与相当額はありません。

2. 取締役報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）と承認されています。

3. 監査役報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内と承認されています。

4. 支給額には、平成18年6月29日開催の第10回定時株主総会決議に基づくストックオプション及び平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会決議に基づくストックオプションによる以下の報酬額も含まれています。

取締役 6名 8百万円 (うち社外取締役 3名 0百万円)
 監査役 4名 0百万円 (うち社外監査役 4名 0百万円)

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

- ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、投資会社ザ・ヴォンダーシュミット・トラストのオーナーを兼務しています。なお、同社は当社の株主及び社債権者です。
- ・監査役山口洋氏は、山口国際会計事務所代表を兼務しています。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

- ロ. 他の株式会社の社外役員の兼任状況
- ・監査役師田卓氏は、株式会社神戸製鋼所の社外監査役です。
- ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係等
- ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、当社代表取締役三田聖二の実姉です。
- ニ. 当事業年度における主な活動状況
- a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（8回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット	5回	63%	—	—
取締役 ドナル・ドイル	7回	88%	—	—
取締役 塚田健雄	5回	63%	—	—
取締役 井戸一朗	6回	75%	—	—
監査役 館野忠男	6回	100%	9回	100%
監査役 山口洋	8回	100%	11回	100%
監査役 中山孝司	8回	100%	10回	91%
監査役 師田卓	6回	75%	9回	82%

(注) 監査役館野忠男氏については、平成19年6月26日開催の株主総会において初めて選任されましたので、選任後開催された取締役会（6回）及び監査役会（9回）について記載しています。

- b. 取締役会における発言状況その他の活動状況
- ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、豊富な投資経験にもとづいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
 - ・取締役塚田健雄氏は、移動体通信業界を含む豊富な経営経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、活発な議論を行っています。
 - ・取締役井戸一朗氏は、豊富な経営経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
 - ・取締役ドナル・ドイル氏は、学識経験者としての専門的な観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

- ・ 監査役館野忠男氏は、主として法令遵守の観点から会社の日常の業務執行を監視し、会社法への対応等について適宜助言しています。
- ・ 監査役山口洋氏は、公認会計士としての専門的知見を踏まえて会社の業務執行を監視し、適宜助言しています。
- ・ 監査役中山孝司氏及び師田卓氏は、取締役会の決議の適法性、妥当性を確保する観点から質疑を行い、適宜取締役の職務の執行に関して助言しています。
- ・ 上記の他、各監査役は、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株

主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告します。

- ④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容
該当事項はありません。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は平成18年5月2日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しました。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 社外取締役による牽制
取締役会には、経営経験豊富かつ当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍する体制をとる。
 - (2) 顧問弁護士による法的監査及び助言
取締役会には、顧問弁護士が出席し、適宜、法的助言を行う体制をとる。
 - (3) 内部監査室による監査体制の整備
内部監査室を代表取締役社長直属の組織として設置し、専任者による内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録して保存し、文書管理規程にしたがって管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 常勤役員会の決議により、当社グループのリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を新たに制定し、取締役会に報告する。
 - (2) 横断的なリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置する。
 - (3) リスク管理規程の運用は、リスク管理委員会がこれにあたり、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視する。
 - (4) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職務権限・意思決定ルール の策定
 - (2) 常勤取締役及び執行役員を構成員とする常勤役員会の設置
 - (3) 取締役会による事業年度ごとの業績目標及び予算の策定

- (4) 各事業部門による月次・四半期業績管理の実施
 - (5) 常勤役員会による月次業績のレビュー及び改善策の実施
 - (6) 取締役会による四半期業績のレビュー
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 常勤役員会の決議により、法令を遵守する行動規範を定めるコンプライアンス規程を新たに制定し、取締役会に報告する。
 - (2) コンプライアンス規程の運用は、法務部がこれにあたり、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。併せて、法務部を中心として、使用人に対する教育及び指導を実施する。
 - (3) 内部監査室による監査体制の整備
内部監査室は、法務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社子会社の業務執行責任者は、原則として当社執行役員とし、当社常勤役員会の構成員とする体制をとる。
 - (2) 当社の関係会社主管責任者は、企業集団全体における内部統制について横断的に管理するとともに、当社子会社に対する指導及び支援を行う。
 - (3) 当社子会社の業務執行責任者は、関係会社管理規程にしたがい、関係会社主管責任者と連携し、各社の内部統制を確立し、運用する権限及び責任を有する。
 - (4) 当社人事総務部、財務経理部、法務部等の担当部署は、主管責任者と連携して、企業集団全体における内部統制の確立を推進する。
 - (5) 企業集団全体における内部統制の構築を支援するため、当社社長室を中心として、企業集団の間での情報の共有化を図り、指示・要請等の伝達が的確に行われる体制を構築する。
 - (6) 当社の内部監査室は、当社の企業集団についても内部監査を実施し、その結果を関係会社主管責任者を通して当社代表取締役社長に報告する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役会の運営に関する事務は、監査役スタッフがこれにあたる。
- (2) 当面、監査役スタッフ以外の監査役補助使用人を設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、使用人を監査の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役へ通知する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の監査補助業務の遂行について、取締役はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役が常勤役員会に出席する体制をとることにより、監査に必要なかつ適切な情報は、適宜、監査役に報告される。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査室及び常勤の取締役は、それぞれ監査役会と定期的に意見交換を実施することとする。また、監査法人にも必要に応じ監査役会との意見交換を求めるものとする。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,005	流 動 負 債	1,260
現金及び預金	196	買掛金	294
売掛金	356	短期借入金	200
有価証券	230	一年内返済予定長期借入金	266
商 品	139	未払金	94
貯 蔵 品	6	未払法人税等	9
そ の 他	76	前受収益	347
貸倒引当金	△0	そ の 他	48
固 定 資 産	1,418	固 定 負 債	534
有 形 固 定 資 産	223	社 債	400
建物及び附属設備	28	長期借入金	134
車両及び運搬具	3		
工具、器具及び備品	171	負 債 合 計	1,794
移動端末機器	20		
無 形 固 定 資 産	1,070	純 資 産 の 部	
商 標 権	3	株 主 資 本	612
特 許 権	2	資 本 金	2,279
電 話 加 入 権	1	資 本 剰 余 金	671
ソフ ト ウ ェ ア	595	利 益 剰 余 金	△2,337
ソフ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	468	自 己 株 式	△1
投 資 そ の 他 の 資 産	124	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△25
投 資 有 価 証 券	50	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△31
敷 金 保 証 金	52	為 替 換 算 調 整 勘 定	5
そ の 他	21	新 株 予 約 権	43
		純 資 産 合 計	629
資 産 合 計	2,424	負 債 純 資 産 合 計	2,424

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	3,419
売 上 原 価	2,475
売 上 総 利 益	943
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,832
営 業 損 失	888
営 業 外 収 益	28
受 取 利 息	6
有 価 証 券 利 息	15
そ の 他	6
営 業 外 費 用	203
支 払 利 息	20
新 株 発 行 費 償 却	9
有 価 証 券 売 却 損	9
為 替 差 損	146
新 株 予 約 権 発 行 費	5
社 債 発 行 費	5
そ の 他	5
経 常 損 失	1,063
特 別 利 益	1
特 別 損 失	909
固 定 資 産 売 却 損	21
固 定 資 産 除 却 損	37
減 損 損 失	731
事 業 再 構 築 一 時 費 用	38
そ の 他	80
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	1,970
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6
少 数 株 主 損 失	29
当 期 純 損 失	1,946

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成19年3月31日 残高	2,273	1,579	△1,304	△1	2,545
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	6	6			12
資本剰余金の振替		△914	914		-
当期純損失			△1,946		△1,946
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	6	△907	△1,032	-	△1,933
平成20年3月31日 残高	2,279	671	△2,337	△1	612

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	少 数 株 主 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日 残高	△4	△81	△85	13	25	2,499
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						12
資本剰余金の振替						-
当期純損失						△1,946
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△27	86	59	29	△25	63
連結会計年度中の変動額合計	△27	86	59	29	△25	△1,870
平成20年3月31日 残高	△31	5	△25	43	-	629

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	Computer and Communication Technologies Inc. Arxceo Corporation Communications Security and Compliance Technologies Inc. アレクセオ・ジャパン株式会社

非連結子会社の数	1社
非連結子会社の名称	丹後通信株式会社 (連結の範囲から除いた理由) 丹後通信株式会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（丹後通信株式会社）は、当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 総平均法に基づく原価法

(イ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

移動端末機器

耐用年数を2年

残存価額をゼロとする定額法

その他の有形固定資産

定率法

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この変更による損益に与える影響は軽微です。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。これによる損益に与える影響は軽微です。

(イ) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

見込有効期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

④ 繰延資産の処理方法

- イ. 新株発行費 3年間にわたり均等償却しています。
- ロ. 新株予約権発行費 支出時に全額費用処理しています。
- ハ. 社債発行費 支出時に全額費用処理しています。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 全面時価評価法を採用しています。
- (6) 消費税等の会計処理
 税抜処理

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 349百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数 普通株式 224,924.63株
 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
平成11年度新株引受権	普通株式	117	—	—	117	19
平成12年度新株引受権	普通株式	246	—	—	246	1,394
第1回新株予約権(第三者割当)(平成19年12月)	普通株式	—	40,000	—	40,000	13,000
ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	28,914
合計		—	—	—	—	43,327

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,607円45銭
 1株当たり当期純損失 8,670円05銭

5. 重要な後発事象に関する注記

I. 第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

平成20年5月12日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(第三者割当)を以下のとおり発行することを決議しました。

(1) 社債の名称

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という)

(2) 発行総額

金400,000,000円

- (3) 社債の利率及び計算方法
年利3%
なお、複利計算の方法によるものとする。
 - (4) 社債の発行価額
額面100円につき金100円
 - (5) 払込期日
平成20年5月27日
なお、本新株予約権を割り当てる日は、平成20年5月27日とする。
 - (6) 募集方法
第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てる予定とする。
バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴオンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティエーディー ジャニュアリー4. 1996
(Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4)
 - (7) 担保提供制限
当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
 - (8) 償還の金額及び期限
 - ① 償還金額
額面100円につき金100円
 - ② 償還期限
平成23年5月27日
 - (9) 本新株予約権の内容
 - ① 本社債に付された本新株予約権の総数
2,000個
 - ② 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式2,000株とする
 - ③ 新株予約権の行使期間
平成20年5月27日から平成23年5月26日まで
 - ④ 新株予約権の行使時の払込金額
 - (a) 各本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
 - (b) 転換価額は、当初200,000円とする。
 - ⑤ 一部行使
各本新株予約権の一部行使はできない。
 - (10) 資金使途
本邦及び米国での事業に係わる設備資金並びに米国における事業の立ち上げにかかる運転資金
 - (11) 譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- II. ストックオプションについて

当社は、平成20年5月16日開催の取締役会において、平成20年8月5日に当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権（ストックオプション）を発行することを決議しました。

[ストックオプションの内容]

- ・株式の種類 : 普通株式
- ・新株発行の予定株数 : 3,500株
- ・新株予約権発行価額 : 無償とする
- ・発行価額 : (注) 1
- ・資本組入額 : (注) 2
- ・発行価額の総額 : 未定
- ・資本組入額の総額 : 未定
- ・取得者 : 当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員
- ・権利行使期間 : 平成20年8月5日から
平成25年8月5日まで

(注) 1. 当該新株予約権の発行日の前日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式普通取引の終値(気配表示を含む)とします。

(注) 2. 会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(ただし、計算の結果1円未満の端数を生ずるときはこれを切り上げた額)を資本金とし、残額を資本準備金とします。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,021	流 動 負 債	1,199
現金及び預金	146	買掛金	245
売掛金	355	短期借入金	220
有価証券	230	一年内返済予定長期借入金	266
商 品	115	未払金	92
貯蔵品	6	未払法人税等	9
未収入金	30	前受収益	347
前渡金	90	預り金	19
前払費用	66	その他	0
短期貸付金	93	固 定 負 債	534
その他	6	社 債	400
貸倒引当金	△120	長期借入金	134
固 定 資 産	1,876	負 債 合 計	1,733
有 形 固 定 資 産	162	純 資 産 の 部	
建物及び附属設備	26	株 主 資 本	1,153
車両及び運搬具	3	資 本 金	2,279
工具、器具及び備品	113	資 本 剰 余 金	671
移動端末機器	20	資 本 準 備 金	671
無 形 固 定 資 産	1,093	利 益 剰 余 金	△1,796
商 標 権	2	その他利益剰余金	△1,796
特 許 権	1	繰越利益剰余金	△1,796
電話加入権	1	自 己 株 式	△1
ソフトウェア	591	評価・換算差額等	△31
ソフトウェア仮勘定	495	その他有価証券評価差額金	△31
投資その他の資産	620	新 株 予 約 権	43
関係会社株式	70	純 資 産 合 計	1,165
敷金保証金	45	負 債 純 資 産 合 計	2,898
長期貸付金	639		
その他	1		
貸倒引当金	△137		
資 産 合 計	2,898		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	3,407
売 上 原 価	2,448
売 上 総 利 益	958
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,235
営 業 損 失	277
営 業 外 収 益	41
営 業 外 費 用	197
経 常 損 失	433
特 別 利 益	1
特 別 損 失	1,358
固 定 資 産 除 却 損	14
関 係 会 社 株 式 評 価 損	236
貸 倒 引 当 金 繰 入	256
減 損 損 失	795
そ の 他	55
税 引 前 当 期 純 損 失	1,790
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5
当 期 純 損 失	1,796

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から）
（平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						自己株式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計			
平成19年3月31日 残高	2,273	1,579	1,579	△914	△914	△1	2,936	
事業年度中の変動額								
新株の発行	6	6	6				12	
資本準備金の振替		△914	△914	914	914		—	
当期純損失				△1,796	△1,796		△1,796	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	6	△907	△907	△881	△881	—	△1,783	
平成20年3月31日 残高	2,279	671	671	△1,796	△1,796	△1	1,153	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
平成19年3月31日 残高	△4	△4	13	2,945
事業年度中の変動額				
新株の発行				12
資本準備金の振替				—
当期純損失				△1,796
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△27	△27	29	2
事業年度中の変動額合計	△27	△27	29	△1,780
平成20年3月31日 残高	△31	△31	43	1,165

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(ア) 子会社株式 総平均法に基づく原価法

(イ) その他有価証券
時価のないもの 総平均法に基づく原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

移動端末機器

耐用年数を2年

残存価額をゼロとする定額法

その他の有形固定資産 定率法

(会計方針の変更)

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。この変更による損益に与える影響は軽微です。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。これによる損益に与える影響は軽微です。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

見込有効期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

イ. 新株発行費 3年間にわたり均等償却しています。

ロ. 新株予約権発行費 支出時に全額費用処理しています。

ハ. 社債発行費 支出時に全額費用処理しています。

② 消費税等の会計処理

税抜処理

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 231百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 121百万円

長期金銭債権 639百万円

短期金銭債務 21百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1百万円

営業費用 54百万円

営業取引以外の取引高 189百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 25.18株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰越欠損金	1,344百万円
関係会社株式評価損	361百万円
前受収益	141百万円
減損損失（無形固定資産）	220百万円
貸倒引当金	104百万円
その他	25百万円
繰延税金資産小計	2,198百万円
評価性引当額	△2,198百万円
繰延税金資産合計	－百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務処理用電子計算機等についてはリース契約により使用しているものがあります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディー・ティーディー・ジャニュアリー 4 . 1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) (注1)	被所有 0.4%	新株予約権付社債権者 役員の兼任 1名	新株予約権付社債の割当 (注2)	400	社債	400
				利息の支払 (注2)	3	未払金	3

(注1) 当社の社外取締役であるテレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏(当社の代表取締役の実姉)が保有するジョイント・トラストです。

(注2) 社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。償還期間3年、期日一括返済、当初転換価額125,000円の新株予約権付社債です。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	Computer and Communication Technologies Inc.	所有直接 100%	技術及びサー ビスの開発委 託並びに当社 サービスの一 部の運用委託 役員の兼任 2名	ソフトウェア の購入	169	前 渡 金	90
				システム運 営費他	54		
				資金の貸付	283	長期貸付金	137
				利息の受取	1	未 収 入 金	9
子会社	Arxceo Corporation	所有直接 57.1%	ネットワーク 不正アクセス 防御技術に関 する提携 役員の兼任 なし	資金の貸付	93	短期貸付金	93
				利息の受取	0	—	—
子会社	Communications Security and Compliance Technologies Inc.	所有直接 100%	デ ー タ 通 信 サービスに関 する提携 役員の兼任 2名	資金の貸付	502	長期貸付金	502
				利息の受取	18	未 収 入 金	18

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引価格は市場価格を参考に決定しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,988円90銭
1株当たり当期純損失	7,999円38銭

9. 重要な後発事象に関する注記

I. 第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

平成20年5月12日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）を以下のとおり発行することを決議しました。

- (1) 社債の名称
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という）
- (2) 発行総額
金400,000,000円
- (3) 社債の利率及び計算方法
年利3%
なお、複利計算の方法によるものとする。
- (4) 社債の発行価額
額面100円につき金100円
- (5) 払込期日
平成20年5月27日
なお、本新株予約権を割り当てる日は、平成20年5月27日とする。
- (6) 募集方法
第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てる予定とする。
バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティエーディー ジャニュアリー4, 1996
(Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4)
- (7) 担保提供制限
当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (8) 償還の金額及び期限
 - ① 償還金額
額面100円につき金100円
 - ② 償還期限
平成23年5月27日
- (9) 本新株予約権の内容
 - ① 本社債に付された本新株予約権の総数
2,000個
 - ② 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式2,000株とする
 - ③ 新株予約権の行使期間
平成20年5月27日から平成23年5月26日まで
 - ④ 新株予約権の行使時の払込金額
 - (a) 各本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
 - (b) 転換価額は、当初200,000円とする。
 - ⑤ 一部行使
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (10) 資金使途
本邦及び米国での事業に係わる設備資金並びに米国における事業の立ち上げにかかる運転資金

(11) 譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

II. ストックオプションについて

当社は、平成20年5月16日開催の取締役会において、平成20年8月5日に当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権（ストックオプション）を発行することを決議しました。

[ストックオプションの内容]

- ・株式の種類 : 普通株式
- ・新株発行の予定株数 : 3,500株
- ・新株予約権発行価額 : 無償とする
- ・発行価額 : (注) 1
- ・資本組入額 : (注) 2
- ・発行価額の総額 : 未定
- ・資本組入額の総額 : 未定
- ・取得者 : 当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員
- ・権利行使期間 : 平成20年8月5日から
平成25年8月5日まで

(注) 1. 当該新株予約権の発行日の前日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所へラクレス市場における当社株式普通取引の終値(気配表示を含む)とします。

(注) 2. 会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(ただし、計算の結果1円未満の端数を生ずるときはこれを切り上げた額)を資本金とし、残額を資本準備金とします。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月 19日

日本通信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岡 田 基 宏 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、平成20年5月12日開催の取締役会において、無担保転換社債型新株予約権付社債の第三者割当による発行の決議が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月19日

日本通信株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 岡 田 基 宏 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 井 上 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、平成20年5月12日開催の取締役会において、無担保転換社債型新株予約権付社債の第三者割当による発行の決議が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年 5月23日

日本通信株式会社 監査役会

監査役(常勤) 舘野 忠 男 ㊟

監査役 山口 洋 ㊟

監査役 中山 孝 司 ㊟

監査役 師 田 卓 ㊟

(注) 上記監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

現任取締役のうち、福田尚久及び井戸一朗の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、両氏を再任し、また、経営体制の強化を図るため取締役に1名増員とし、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
1	福田 尚久 (昭和37年7月21日生)	昭和57年11月 前橋ランゲージアカデミー入社 昭和60年7月 ㈱群馬データベースシステム設立 代表取締役社長就任 昭和61年3月 東京大学 文学部卒業 平成4年6月 ダートマス大学経営大学院 (MBA) 修了 平成4年7月 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア) 入社 平成5年9月 アップルコンピュータ㈱入社 平成9年11月 同社 事業推進本部長 平成11年12月 同社 マーケティング本部長 平成13年6月 アップルコンピュータ米国本社 副社長就任 平成14年4月 当社 上席執行役員就任 平成16年6月 当社 取締役就任 平成16年7月 当社 CFO就任 (現任) 平成18年6月 当社 常務取締役就任 (現任)	20.00株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
2	田 島 淳 (昭和29年7月19日生)	昭和54年3月 慶応義塾大学 工学院工学研究 科 修士課程修了 昭和54年4月 日本電信電話公社(現 日本電 電信電話株)入社 平成2年3月 慶応義塾大学 工学博士号取得 平成4年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株 (現 株エヌ・ティ・ティ・ドコ モ) 転籍 平成13年6月 株エヌ・ティ・ティ・ドコモ国 際ビジネス部長 平成16年6月 同社 グローバルネットワーク 開発部長 平成18年4月 当社 執行役員就任 平成19年4月 当社 上席執行役員就任(現任)	0.00株
3	井 戸 一 朗 (昭和7年7月1日生)	昭和32年3月 早稲田大学 理工学部卒業 昭和32年4月 山武ハネウエル株(現 株山武) 入社 昭和55年12月 同社 取締役就任 昭和59年12月 同社 常務取締役就任 昭和61年12月 同社 取締役副社長就任 昭和62年12月 同社 代表取締役社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役会長就任 平成14年7月 同社 相談役就任 平成15年6月 当社 監査役就任 平成18年6月 当社 取締役就任(現任)	0.00株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井戸一朗氏は、社外取締役の候補者です。
3. 井戸一朗氏は、企業の経営に長年携わっており、その豊富な経営経験から、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断いたします。
4. 井戸一朗氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は2年となります。
5. 当社と社外取締役候補者井戸一朗氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成18年5月1日の会社法の施行により端株制度が廃止されましたが、同法施行時に存在していた端株は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づき経過措置として残存しています。

一方、端株は平成21年1月に実施が予定されている株券の電子化に伴う新たな振替制度の対象となっていないことから、端株を発行している上場会社は、株券電子化の施行日までにすべての端株をなくす必要があります。

当社は端株を発行していますので、定款から端株に関する規定を削除する定款一部変更を行い、端株を廃止することを提案するものです。併せて、端株主への経過措置として、本定款一部変更の効力発生日を平成20年10月1日としたいと存じます。

2. 変更の内容

変更箇所は次のとおりです。

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総則	第一章 (現行どおり)
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第二章 株式および端株	第二章 株式
第5条～第7条 (条文省略)	第5条～第7条 (現行どおり)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第8条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、 <u>端株の買取請求</u> 、その他株式、 <u>端株</u> または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第8条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当会社の株主名簿、<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>実質株主通知の受理</u>、<u>および端株の買取請求の取扱い</u>等、<u>株式</u>、<u>端株</u>および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。</p>	<p>3 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>実質株主通知の受理</u>等、株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。</p>
<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>第10条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>2 前項のほか、株主、<u>登録株式質権者</u>または<u>端株主</u>として権利を行使することができる者を定める必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を定める必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第三章 株主総会</p>	<p>第三章 (現行どおり)</p>
<p>第11条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第四章 取締役および取締役会</p>	<p>第四章 (現行どおり)</p>
<p>第17条～第29条 (条文省略)</p>	<p>第17条～第29条 (現行どおり)</p>
<p>第五章 監査役および監査役会</p>	<p>第五章 (現行どおり)</p>
<p>第30条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>第六章 会計監査人</p>	<p>第六章 (現行どおり)</p>
<p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>第七章 計算</p>	<p>第七章 (現行どおり)</p>
<p>第45条 (条文省略)</p>	<p>第45条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(期末配当金)</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および<u>同事業年度末日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主</u>に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払うことができる。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および<u>同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主</u>に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払うことができる。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p>
<p>第48条 (条文省略)</p>	<p>第48条 (現行どおり)</p>

第3号議案 ストックオプションによる取締役報酬の承認の件

当社は、これまで、株主価値の向上に対する意欲を一層向上させることを目的として、当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員等に対してストックオプションを無償で発行しておりますが、会社法では、ストックオプションとして発行される新株予約権が取締役に付与される場合には、取締役の報酬等に該当するものと位置づけられています。

当社の取締役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っていますが、当該取締役の報酬総額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額8,000万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現任の取締役は6名（うち4名は社外取締役）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決された場合は7名（うち4名は社外取締役）となります。

また、ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は以下のとおりです。

(1) 当該新株予約権の目的である株式の種類及び数

種類：当社普通株式

数：3,460株を上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所へラクス市場における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む）とする。

なお、当該新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 当該新株予約権の発行日
平成20年8月5日
- (4) 当該新株予約権を行使することができる期間
平成20年8月5日から平成25年8月5日まで
(行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる)
- (5) 譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (6) 新株予約権の数
3,460個を上限とする。
(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株)
- (7) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (8) その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議によって定める。

第4号議案 ストックオプションによる監査役報酬の承認の件

当社は、これまで、株主価値の向上に対する意欲を一層向上させることを目的として、当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員等に対してストックオプションを無償で発行しておりますが、会社法では、ストックオプションとして発行される新株予約権が監査役に付与される場合には、監査役の報酬等に該当するものと位置づけられています。

当社の監査役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該監査役の報酬総額とは別枠で、当社監査役に対する報酬として年額200万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現任の監査役は4名です。

また、ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は以下のとおりです。

- (1) 当該新株予約権の目的である株式の種類及び数

種類：当社普通株式

数：40株を上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株

未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- (2) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所へラクス市場における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む）とする。

なお、当該新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 当該新株予約権の発行日
平成20年8月5日
- (4) 当該新株予約権を行使することができる期間
平成20年8月5日から平成25年8月5日まで
（行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる）
- (5) 譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (6) 新株予約権の数
40個を上限とする。
（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）
- (7) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (8) その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議によって定める。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都港区六本木五丁目11番16号
国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール
電話番号 (03)-3470-4611



会場最寄駅 地下鉄
都営大江戸線
麻布十番駅下車 7番出口より徒歩4分
東京メトロ南北線
麻布十番駅下車 4番出口より徒歩7分
東京メトロ日比谷線
六本木駅下車 3番出口より徒歩10分

駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。